

施 工 条 件 の 明 示

工事名：社会資本総合整備（防災・安全）（雪寒） 塗装塗替工事
 路線名：国道 291号 土合スノーシェルター
 箇所名：利根郡 みなかみ町湯桧曾 地内

明 示 関 係	明 示 事 項
工程関係	・本工事区間には、別途発注による屋根取替工事が予定されており、工期が重複するため、相互の連絡調整を密に行うこと。 ・工事工程報告書を、群馬県県土整備部関係建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。また、万一、20%以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。 ・本路線は、奥利根地域における重要な観光ルートであるため、祝休日等の交通開放に考慮した工程とすること。
用地関係	・あらかじめ官民境界を確認し県有地内で施工すること。境界立会等が必要な場合は、日程等について監督員と協議すること。 ・工事に必要な施工ヤード等は、請負者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
公害対策関係	・施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。 ・土砂埃等で道路を汚さないよう十分注意すること。また、やむを得ず汚した場合は速やかに清掃すること。 ・地下水の水位低下、水質汚濁防止に充分留意すること。 ・刈り取った草は集草し、適正に処理すること。また、野焼きによる焼却処分は法律により禁止されているので絶対に行わないこと。 ・起業地内からの土埃の発生を抑制するため、乾燥が激しい場合は散水等の措置を講じること。 ・起業地周辺には希少野生動植物が生息している可能性があるため、具体的な対策について施工計画書に明記するとともに、影響を極力抑えるよう細心の注意を払って施工すること。
安全対策関係	・本工事の施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。 ・本工事の施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。 ・現道の規制については、「路上工事等の安全施設設置要領」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・ 1日の作業終了後は、交通開放することを原則とする。 やむを得ず終日規制する場合は、「路上工事等の安全施設設置要領」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。 ・ 工事用車両が一般道路を通行する場合、交通関係法令を遵守するとともに見通しのきかない場所等には、必要に応じて安全確保のための交通誘導員を配置すること。 ・ 本工事に関する標示板及び安全施設等の設置を完了したときは、「建設工事の安全管理に関する共通仕様書」に基づき、段階確認を受けることとし、設置状況等については「土木工事写真管理要領」に基づき写真撮影し記録すること。（夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真も提出すること） ・ 本工事は、交通誘導員42名の配置を想定している。施工に先立って、施工計画書に交通誘導員の配置計画を記載の上、監督員と協議すること。 また、配置日・配置時間帯・配置時間・配置人数を記載した実績表を、監督員に提出すること。 ・ 歩行者・自転車通路を現場内に常時確保し、迂回等の措置は極力避けること。 やむを得ず通行帯が確保できない場合は、対策等について監督員と協議すること。 ・ 本工事区間は通学路に指定されているため、学校・教育委員会等と調整し学童等の安全確保に万全を期すこと。 ・ 本工事は既存塗膜に鉛を含んでいるため、関係法令を遵守するとともに、令和2年2月12日付技術基準「鉛等有害物を含有する橋梁塗装塗替取扱要領」により施工すること。 なお、鉛中毒予防規則第33条により鉛作業主任者の選任を行うこと。 ・ 当工事は、施工期間の気温上昇が想定されることから、工事現場の安全（熱中症）対策に充分配慮すること。なお、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、現場管理費の補正については、設計変更の対象とする。 ・ 本工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。
工事用道路及び仮設備関係	・ 工事用道路の設置にあたっては、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。 ・ 施工ヤード等を現場外に設置する場合は、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。 ・ 資材運搬に使用する既設道路については、あらかじめ路面現況等について調査・記録し、補修等が必要となった場合は監督員と協議すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	・ 本工事は建設副産物実態調査の対象工事であるため、原則としてコブリス・プラス（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）へ登録し、「登録証明書」を発注者に提出すること。 また、これら計画の実施状況は、工事完了後速やかに発注者まで提出すること。 ・ 特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第1項、第13条第1・2項及び第18条）に従うこと。（対象：請負金額が500万円以上の建設工事）

明 示 関 係	明 示 事 項
	・本工事は、既存塗膜に鉛を含んでいるため、特定産業廃棄物として処理する必要がある。 処分場については当初設計ではミヤマ（株）を想定している。処理方法等を変更する場合は監督員と協議すること。 なお、搬入に先立ち受け入れ条件等を確認し監督員へ報告すること。 ・本工事実施にあたっては、群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-39 ダンプトラック等による過積載等の防止について十分留意すること。
工事支障物件関係	・工事着手前に支障となる物件について調査し、該当する物件がある場合は速やかにその位置関係が分かる図面を監督員に提出し協議すること。
塩化物・アル骨材反応対策	特になし
コンクリート構造物の品質確保	特になし
排出ガス対策型建設機械関係	・工事において使用する建設機械は、原則として、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」（以下、「オフロード法」と呼ぶ。）に基づく技術基準に適する特殊自動車、または、国交省で別に定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用すること。 やむを得ずオフロード法の施行日（平成18年10月）前もしくは、オフロード法に基づく排出ガス規制の適用日以前に製造した、排出ガス基準に適合しない建設機械を使用する際は、オフロード法が適用されない建機であることを確認するために販売契約書や保険契約書、製造番号など建設機械の製造時期が証明できるものを提示すること。 また、国交省で定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用について監督員の承諾を得ること。この場合において排水ガス浄化装
薬液注入工関係	特になし
日用許可案件関係	特になし
契約工期関係	・本工事は、フレックス工期による契約方式の対象工事である。 工事開始期限日は、令和8年4月16日とする。 ・本工事は、令和8年12月1日までの工期とする。 ・本工事は、過去5年間の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた猛暑日日数として、1日間の工期加算を行っている（環境省のみなかみ町地点の値を使用）。 施工期間の猛暑日日数が標準工期で見込んでいる日数以上にあり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、受注者は、施工期間中の猛暑日日数を発注者に提出することで、工期の延長変更を請求することができるものとする。
その他	・契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。 ・本工事は中間施工検査対象工事であるため、日程等について別途連絡するので、検査日までに工事管理書類等を整備すること。 ・設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。 ・「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・本工事は、電子納品対象工事であるため、「群馬県CALS/EC電子納品ガイドライン」に基づき電子納品を行うこと。電子納品を円滑に行うため、工事着手時に、受発注者間で電子納品に関する事前協議を行うこと。なお、事前協議は「事前協議チェックシート」により行うこととする。 ・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。 ・県外産の工事材料を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。 ・図面と現場の不一致を減らすためのチェックシート「様式1」及び「様式2」の内容について詳細な確認を行い監督員と協議すること。調査結果は「施工計画書」により監督員の了解を得るとともに電子データを監督員へ1部提出すること。 ・本工事は有害物質を含むため、湿式工法の2回塗布による剥離を想定している。施工に先立ち湿式塗膜剥離試験を行い、製品の選定、塗布量の検討及びその効果を確認し、監督員と協議すること。効果が無い場合は従来工法への変更について協議すること。 ・工事の実施にあたっては、最新の基準類を確認しながら実施するものとする。最新の基準類については、「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているため、下記URLから確認すること。 【基準通知システム】 https://kendo-gunma.viewer.kintoneapp.com/public/7fb9a4c6c64dd918b03b885c3d4670af87fe1dd0be350dba2ba4dc1906a7bc27 ・当工事は「現場閉所による週休2日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休2日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。なお、当工事の工期には、週休2日に対応するための日数として、25日を見込んでいる。 ・当工事は「建設キャリアアップシステムの活用工事」（発注者指定型）の対象工事である。「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事実施要領」に基づき、工事を実施すること。 ・当工事は「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）」の対象工事であるため、「建設現場におけるWeb監督（遠隔臨場）工事実施要領」に基づき、実施方針を監督員と協議のうえ、施工計画書に反映すること。 ・本工事は、快適トイレを2基×5ヶ月間の配置を想定している。設置に先立って、施工計画書に設置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、設置基数・設置期間を記載した実績表を、監督員に提出すること。 ・当初設計では工期を令和8年3月26日から251日間（工事完成期限日）として冬期補正率の計算対象としているが、契約後に契約工期を計算対象として変更するものとする。